

和光市介護老人保健福祉施設
指定管理者令和3年度年度協定書



令和3年4月1日

和光市



和光市介護老人保健福祉施設年度協定書

和光市（以下「甲」という。）と社会福祉法人和光福祉会（以下「乙」という。）とは、和光市介護老人保健福祉施設指定管理運営事業（以下「本事業」という。）の実施について締結した和光市介護老人保健福祉施設指定管理者基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、当該年度における協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本業務の各年度の業務運営上の利益を市へ納付するための割合を定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 この年度協定期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

（業務の範囲）

第3条 年度協定で定める本事業の範囲は、基本協定第8条の範囲とする。

（運営利益の市への納付）

第4条 甲は、乙に対し、本事業に係る運営利益を基本協定第21条で定める市への納付割合を以下のとおり定めるものとする。

2 乙は、甲に対し、本事業に係る運営利益の30%を支払うものとする。

3 乙は、甲へ支払う本事業に係る運営利益を社会福祉法第44条第2項の規定に基づく会計処理後、速やかに納付するものとする。

（施設の維持補修等）

第5条 本事業に係る施設の大規模な改修、維持補修等及び備品の取得は、原則として甲と乙協議の上、行うものとする。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、本契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（疑義等の決定）

第7条 年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

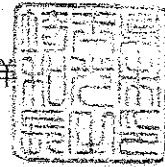
甲と乙は、この年度協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 埼玉県和光市広沢1番5号

和光市

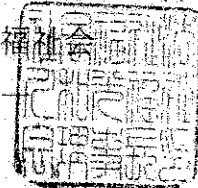
和光市長 松本 武洋



乙 埼玉県和光市新倉8丁目23番1号

社会福祉法人和光福祉会

理事長 関塚 永



別紙

(基本)

第1条

は、こ

取り扱

するこ

(秘密)

第2条

2 乙は

のみな

要な事

3 前2

(適切)

第3条

他の備

2 乙に

て乙か

(目的)

第4条

事務の

(再考)

第5条

うもの

(複製)

第6条

し、

(事務)

第7条

認め

了し、

(報告)

第8条

適正

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 和光市(以下「甲」という。)から事務処理の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、この契約による事務(以下「契約事務」という。)を処理するに当たり、個人情報を取り扱うに際しては、和光市個人情報保護条例を十分に認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、契約事務の処理に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、契約事務に従事する者を事務処理に必要な範囲に限定し、その者の在職中のみならず、退職後においても、契約事務に係る個人情報の秘密の保持について必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(適切な管理)

第3条 乙は、契約事務に係る個人情報の漏えい、滅失、損傷及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲が求めたときは、契約事務に係る個人情報の安全な管理及び処理に関して乙が実施する具体的な措置を明らかにしなければならない。

(目的外利用又は第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、契約事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾があるときを除き、契約事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、契約事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7条 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、直ちに、甲に報告し、その指示に従わなくてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(報告及び立入調査)

第8条 甲は、乙に対し、必要に応じて報告を求め、又は契約事務に係る個人情報の適正な管理に必要な限度において、担当職員による立入調査をすることができる。

(個人情報の返還又は廃棄等)

第9条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、契約事務に係る個人情報を、遅滞なく、甲に返還し、又は甲の承諾を得た上で確実な方法により廃棄若しくは消去をしなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第10条 甲は、乙がこの特記事項に違反したときは、契約を解除するものとする。

2 乙は、前項の規定により契約が解除されたときは、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 乙は、この特記事項に定めるもののほか契約事務に係る個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

以上



